株式交換に関する事前開示書類

（会社法第 794 条第１項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面）

2026 年３月 17 日
株式会社アプリックス

2026年3月17日

株式交換に関する事前開示書類

東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号
株式会社アプリックス
代表取締役　倉林　聡子

株式会社アプリックス（以下「当社」）は、2026年1月16日付で、同年4月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社グローバルキャスト（以下「グローバルキャスト」）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）を行う旨の株式交換契約（以下「本株式交換契約」）をグローバルキャストとの間で締結いたしました。本株式交換に関し、会社法794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、以下のとおりです。

1．株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

本株式交換契約の内容は、別紙1のとおりです。

2．会社法第768条第1項2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

3．株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

グローバルキャストは、取締役及び従業員に対して新株予約権を発行しており、本株式交換後は実質的に同一の条件となる新株予約権の目的である株式の数を本株式交換比率に応じて調整した当社の新株予約権を、基準時（本株式交換により当社がグローバルキャストの発行済株式の全部を取得する時点の直前）におけるグローバルキャストの各新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する各新株予約権に代わり、同数の割合をもって割当て交付します。詳細については別紙1「株式交換契約書」別紙の各新株予約権発行要項をご参照ください。
なお、グローバルキャストは新株予約権付社債を発行しておりません。

4．株式交換完全子会社についての計算書類等に関する事項（会社法施行規則第193条第3号）

(1) 最終事業年度（2025年1月期）に係る計算書類等

別紙3のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日（2025年1月31日）後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日（2025年1月31日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

５．株式交換完全親会社において最終事業年度の末日（2025 年 12 月 31 日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第 193 条第４号）

（ア）当社は、2026 年１月 16 日に開催した臨時取締役会において、グローバルキャストとの間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結しました。
（イ）当社は、2026 年１月 16 日に開催した臨時取締役会において、株式会社光通信を割当先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を決議しました。

６．本株式交換が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第５号）

会社法 799 条第１項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者が存在しないため、該当事項はありません。

以上

別紙 1:　株式交換契約書

別紙 2:　会社法第 768 条第1項2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

別紙 3:：株式会社グローバルキャスト　計算書類等（最終事業年度）

＜別紙１＞

株式交換契約書

株式会社アプリックス（以下「甲」という。）と株式会社グローバルキャスト（以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条　（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

第 2 条　（当事会社の商号及び住所）

本株式交換を行う当事会社の商号及び住所は、次の各号に定めるとおりである。

① 株式交換完全親会社（甲）

商号：株式会社アプリックス

住所：東京都新宿区西早稲田二丁目 20 番 9 号

② 株式交換完全子会社（乙）

商号：株式会社グローバルキャスト

住所：名古屋市中村区平池町四丁目 60 番 12 号

第 3 条　（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、第 8 条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとする。以下本条において同じ。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に１，７８６を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式１株につき、甲の普通株式１，７８６株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前 2 項の規定に従い甲が乙の株主に対し割り当てるべき甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第 4 条　（新株予約権の取扱い）

1. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の新株予約権原簿に記載又は記録された以下の表の「乙の新株予約権」欄に掲げる乙の各新株予約権の新株予約権者（以下「本割当対象新株予約権者」という。）に対し、その保有する乙の当該各新株予約権に代わり、その保有する乙の当該各新株予約権の数の合計数に 1 を乗じて得た数の以下の表の「甲の新株予約権」欄に掲げる甲の各新株予約権をそれぞれ交付する。

乙の新株予約権	甲の新株予約権
株式会社グローバルキャスト第 3 回新株予約権	株式会社アプリックス第 G-1 回新株予約権

（内容は別紙 1 記載のとおり）	（内容は別紙 2 記載のとおり）
株式会社グローバルキャスト第 4 回新株予約権 （内容は別紙 3 記載のとおり）	株式会社アプリックス第 G-2 回新株予約権 （内容は別紙 4 記載のとおり）
株式会社グローバルキャスト第 5 回新株予約権 （内容は別紙 5 記載のとおり）	株式会社アプリックス第 G-3 回新株予約権 （内容は別紙 6 記載のとおり）
株式会社グローバルキャスト第 6 回新株予約権 （内容は別紙 7 記載のとおり）	株式会社アプリックス第 G-4 回新株予約権 （内容は別紙 8 記載のとおり）
株式会社グローバルキャスト第 7 回新株予約権 （内容は別紙 9 記載のとおり）	株式会社アプリックス第 G-5 回新株予約権 （内容は別紙 10 記載のとおり）

2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象新株予約権者に対し、その保有する前項の表の「乙の新株予約権」欄に掲げる乙の各新株予約権 1 個につき、前項の表の「甲の新株予約権」欄に掲げる甲の新株予約権 1 個の割合をもってそれぞれ割り当てる。

第 5 条　（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途適切に定める金額とする。

第 6 条　（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 4 月 1 日とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第 7 条　（株主総会の承認等）

1. 甲及び乙は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 前項に定める手続は、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第 8 条　（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに、乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に応じて乙が取得する自己株式を含む。）及び自己新株予約権の全部を消却、もしくは消滅等を行い残存しないよう処理するものとする。

第 9 条　（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、善良な管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、本契約において別途定めるものを除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し合意した場合を除き、これを行うことができないものとする。

第 10 条　（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生し又は明らかとなった場合、相手方当事者が本契約に定める事項に違反した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は相手方当事者に対して書面により通知することにより本契約を解除することができる。

第 11 条　（本契約の効力等）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失うものとする。

(1) 効力発生日の前日までに本契約について甲又は乙の株主総会の決議による承認が受けられなかった場合

(2) 本株式交換を実行するために効力発生日に先立って取得することが必要な法令に定める関係官庁等の許可等が効力発生日の前日までに得られなかった場合

(3) 前条に従い本契約が解除された場合

第 12 条　（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙は相互に協議の上、決定する。

（以下余白）

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 1 月 16 日

甲　東京都新宿区西早稲田二丁目 20 番 9 号
株式会社アプリックス
代表取締役　　倉林　聡子

乙　名古屋市中村区平池町四丁目 60 番 12 号
株式会社グローバルキャスト
代表取締役　　川口　英幸

別紙１　株式会社グローバルキャスト第３回新株予約権の内容

１．本新株予約権の名称　株式会社グローバルキャスト第３回新株予約権

２．新株予約権の内容及び数

（１）新株予約権の数

１３６個

なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式数は、１株とする。

（ただし、（２）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

（２）割り当てる新株予約権の目的

当社普通株式１３６株を新株予約権の目的となる株式数とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

（３）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に（１）に定める新株予約権１個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、５０，０００円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

既発行　　調整前　　新規発行　　１株当たり

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{株式数} \times \text{行使価額} + \text{株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

（４）新株予約権を行使することができる期間

平成３２年２月１日から平成３９年１２月３１日までとする。

（５）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第１７条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（６）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

（７）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役、従業員またはこれに準じる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任または定年退職その他取締役会決議において正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者は、当社株式が割当日以降において金融商品取引所に上場された場合に限り、権利行使期間内に権利行使することができる。

③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部又は全部を行使することができる。但し、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。

（ⅰ）当社株式が金融商品取引所に上場された月の月末から１年間が経過する日までは、割当された権利の２分の１の権利を行使することができる。

（ⅱ）当社株式が金融商品取引所に上場された月の月末から１年間が経過した日以降は、割当された権利の全部を行使することができる。

④ 新株予約権者が死亡した場合、当社が死亡の事実を知った月の月末から１０カ月以内（但し、行使期間の末日までとする）に限り、相続人は上記②③に規定する条件の範囲内において権利を行使することができる。

（８）新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、前期（７）に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

（９）当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第２３６条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（２）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（３）で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記（４）に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日

のうちいずれか遅い日から、前記（４）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記（７）に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（５）に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

前記（８）に準じて決定する。

（10）新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（11）その他の細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項については、取締役会により決定する。

３．新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

４．新株予約権の割当日

平成３０年１月３０日

以上

別紙２　株式会社アプリックス第 G-1 回新株予約権の内容

１．本新株予約権の名称

株式会社アプリックス第 G-1 回新株予約権

２．新株予約権の内容及び数

（１）新株予約権の数

１３６個

なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式数は、１，７８６株とする。

（ただし、（２）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

（２）割り当てる新株予約権の目的

当社普通株式２４２，８９６株を新株予約権の目的となる株式数とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

（３）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に（１）に定める新株予約権１個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、２８円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

（４）新株予約権を行使することができる期間

２０２６年４月１日から２０２７年１２月３１日までとする。

（５）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第１７条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（６）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

（７）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役、従業員またはこれに準じる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任または定年退職その他取締役会決議において正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部又は全部を行使することができる。但し、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。

（ⅰ）割当日から１年間が経過する日までは、割当された権利の２分の１の権利を行使することができる。

（ⅱ）割当日から１年間が経過した日以降は、割当された権利の全部を行使することができる。

③ 新株予約権者が死亡した場合、当社が死亡の事実を知った月の月末から１０カ月以内（但し、行使期間の末日までとする）に限り、相続人は上記②に規定する条件の範囲

内において権利を行使することができる。

（８）新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、前記（７）に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

（９）当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第２３６条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（２）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（３）で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記（４）に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（４）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記（７）に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（５）に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

前記（８）に準じて決定する。

（10）新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（11）その他の細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項については、取締役会により決定する。

以上

別紙３　株式会社グローバルキャスト第４回新株予約権の内容

１．新株予約権の名称　株式会社グローバルキャスト第４回新株予約権

２．新株予約権の内容及び数

（１）新株予約権の数

１５５個

なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式数は、１株とする。

（ただし、（２）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

（２）割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式１５５株を新株予約権の目的となる株式数とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

（３）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に（１）に定める新株予約権１個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、１２０，９００円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

既発行　　調整前　　新規発行　　１株当たり

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{株式数} \times \text{行使価額} + \text{株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

（４）新株予約権を行使することができる期間

令和４年３月１日から令和９年１２月３１日までとする。

（５）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（６）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（７）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役、従業員またはこれに準じる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任または定年退職その他取締役会決議において正当な理由がある場合と認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者は、当社株式が割当日以降において金融商品取引所に上場された場合に限り、権利行使期間内に権利行使することができる。

③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部又は全部を行使することができる。但し、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。

（ⅰ）当社株式が金融商品取引所に上場された月の月末から１年間が経過する日までは、割当された権利の２分の１の権利を行使することができる。

（ⅱ）当社株式が金融商品取引所に上場された月の月末から１年間が経過した日以降

は、割当された権利の全部を行使することができる。

④ 新株予約権者が死亡した場合、当社が死亡の事実を知った月の月末から１０ヶ月以内（但し、行使期間の末日までとする）に限り、相続人は上記②③に規定する条件の範囲内において権利を行使することができる。

（８）新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、前記（７）に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

（９）当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（２）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（３）で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記（４）に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（４）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥　新株予約権の行使の条件

前記（７）に準じて決定する。

⑦　増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（５）に準じて決定する。

⑧　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨　新株予約権の取得事由

前記（８）に準じて決定する。

（10）　新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（11）その他の細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項については、取締役会により決定する。

３．新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

４．新株予約権の割当日

令和２年２月７日

以上

別紙４　株式会社アプリックス第 G-2 回新株予約権の内容

１．新株予約権の名称

株式会社アプリックス第 G-2 回新株予約権

２．新株予約権の内容及び数

（１）新株予約権の数

１５５個

なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式数は、１，７８６株とする。

（ただし、（２）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

（２）割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式２７６，８３０株を新株予約権の目的となる株式数とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

（３）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に（１）に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、６８円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

（４）新株予約権を行使することができる期間

２０２６年４月１日から２０２７年１２月３１日までとする。

（５）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（６）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（７）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役、従業員またはこれに準じる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任または定年退職その他取締役会決議において正当な理由がある場合と認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部又は全部を行使することができる。但し、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。

（ⅰ） 割当日から１年間が経過する日までは、割当された権利の２分の１の権利を行使することができる。

（ⅱ） 割当日から１年間が経過した日以降は、割当された権利の全部を行使することができる。

③ 新株予約権者が死亡した場合、当社が死亡の事実を知った月の月末から１０ヶ月以内

（但し、行使期間の末日までとする）に限り、相続人は上記②③に規定する条件の範囲内において権利を行使することができる。

（８）新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、前記（７）に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

（９）当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（２）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（３）で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記（４）に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（４）に定める新株予約権を行使することができる期

間の満了日までとする。

⑥　新株予約権の行使の条件

前記（７）に準じて決定する。

⑦　増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（５）に準じて決定する。

⑧　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨　新株予約権の取得事由

前記（８）に準じて決定する。

(10)　新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) その他の細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項については、取締役会により決定する。

以上

別紙５　株式会社グローバルキャスト第５回新株予約権の内容

１．本新株予約権の名称　株式会社グローバルキャスト第５回新株予約権

２．新株予約権の内容及び数

（１）新株予約権の数

１９５個

なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式数は、１株とする。

（ただし、（２）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

（２）割り当てる新株予約権の目的

当社普通株式１９５株を新株予約権の目的となる株式数とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

（３）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に（１）に定める新株予約権１個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、１６３，０００円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

（４）新株予約権を行使することができる期間

令和６年５月１日から令和９年１２月３１日までとする。

（５）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第１７条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（６）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（７）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役、従業員またはこれに準じる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任または定年退職その他取締役会決議において正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者は、当社株式が割当日以降において金融商品取引所に上場された場合に限り、権利行使期間内に権利行使することができる。

③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部又は全部を行使することができる。但し、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。

（ⅰ）当社株式が金融商品取引所に上場された月の月末から１年間が経過する日までは、割当された権利の２分の１の権利を行使することができる。

（ⅱ）当社株式が金融商品取引所に上場された月の月末から１年間が経過した日以降は、割当された権利の全部を行使することができる。

④ 新株予約権者が死亡した場合、当社が死亡の事実を知った月の月末から１０カ月以内（但し、行使期間の末日までとする）に限り、相続人は上記②③に規定する条件の範囲内において権利を行使することができる。

（８）新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、前期（７）に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

（９）当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第２３６条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（２）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（３）で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記（４）に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日

のうちいずれか遅い日から、前記（４）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記（７）に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（５）に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

前記（８）に準じて決定する。

（10）新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（11）その他の細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項については、取締役会により決定する。

３．新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

４．新株予約権の割当日

令和４年５月１日

以上

別紙６　株式会社アプリックス第 G-3 回新株予約権の内容

１．本新株予約権の名称

株式会社アプリックス第 G-3 回新株予約権

２．新株予約権の内容及び数

（１）新株予約権の数

１９５個

なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式数は、１,７８６株とする。

（ただし、（２）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

（２）割り当てる新株予約権の目的

当社普通株式３４８，２７０株を新株予約権の目的となる株式数とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

（３）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に（１）に定める新株予約権１個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、９２円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

（４）新株予約権を行使することができる期間

２０２６年４月１日から２０２７年１２月３１日までとする。

（５）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第１７条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（６）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（７）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役、従業員またはこれに準じる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任または定年退職その他取締役会決議において正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部又は全部を行使することができる。但し、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。

（ⅰ）割当日から１年間が経過する日までは、割当された権利の２分の１の権利を行使することができる。

（ⅱ）割当日から１年間が経過した日以降は、割当された権利の全部を行使することができる。

③ 新株予約権者が死亡した場合、当社が死亡の事実を知った月の月末から１０カ月以内（但し、行使期間の末日までとする）に限り、相続人は上記②③に規定する条件の範

囲内において権利を行使することができる。

（８）新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、前期（７）に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

（９）当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第２３６条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（２）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（３）で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記（４）に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（４）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記（７）に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（５）に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

前記（８）に準じて決定する。

（10）新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（11）その他の細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項については、取締役会により決定する。

以上

別紙７　株式会社グローバルキャスト第６回新株予約権の内容

１．新株予約権の名称　株式会社グローバルキャスト第６回新株予約権

２．新株予約権の内容及び数

（１）新株予約権の数

３５９個

なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式数は、１株とする。

（ただし、（２）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

（２）割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式３５９株を新株予約権の目的となる株式数とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

（３）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に（１）に定める新株予約権１個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、１６３，０００円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

（４）新株予約権を行使することができる期間

令和６年１２月１４日から令和１４年１２月１２日までとする。

（５）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（６）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（７）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役、従業員またはこれに準じる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任または定年退職その他取締役会決議において正当な理由がある場合と認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者は、当社株式が割当日以降において金融商品取引所に上場された場合に限り、権利行使期間内に権利行使することができる。

③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部又は全部を行使することができる。但し、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。

（ⅰ）当社株式が金融商品取引所に上場された月の月末から１年間が経過する日までは、割当された権利の２分の１の権利を行使することができる。

（ⅱ）当社株式が金融商品取引所に上場された月の月末から１年間が経過した日以降は、割当された権利の全部を行使することができる。

④ 新株予約権者が死亡した場合、当社が死亡の事実を知った月の月末から１０ヶ月以内（但し、行使期間の末日までとする）に限り、相続人は上記②③に規定する条件の範

囲内において権利を行使することができる。

（８）新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、前記（７）に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

（９）当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（２）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（３）で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記（４）に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（４）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥　新株予約権の行使の条件

前記（７）に準じて決定する。

⑦　増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（５）に準じて決定する。

⑧　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨　新株予約権の取得事由

前記（８）に準じて決定する。

（10）　新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（11）その他の細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項については、取締役会により決定する。

３．新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

４．新株予約権の割当日

令和４年１２月１４日

以上

別紙８　株式会社アプリックス第 G-4 回新株予約権の内容

１．新株予約権の名称

株式会社アプリックス第 G-4 回新株予約権

２．新株予約権の内容及び数

（１）新株予約権の数

３５９個

なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式数は、１,７８６株とする。

（ただし、（２）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

（２）割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式６４１，１７４株を新株予約権の目的となる株式数とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

（３）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に（１）に定める新株予約権１個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、９２円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{既発行} \quad \text{調整前} \quad \text{新規発行} \quad \text{１株当たり}$$

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{株式数} \times \text{行使価額} + \text{株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

（４）新株予約権を行使することができる期間

２０２６年４月１日から２０３２年１２月１２日までとする。

（５）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（６）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（７）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役、従業員またはこれに準じる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任または定年退職その他取締役会決議において正当な理由がある場合と認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部又は全部を行使することができる。但し、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。

（ⅰ）割当日から１年間が経過する日までは、割当された権利の２分の１の権利を行使することができる。

（ⅱ）割当日から１年間が経過した日以降は、割当された権利の全部を行使することができる。

④ 新株予約権者が死亡した場合、当社が死亡の事実を知った月の月末から１０ヶ月以内（但し、行使期間の末日までとする）に限り、相続人は上記②③に規定する条件の範囲内において権利を行使することができる。

（８）新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、前記（７）に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

（９）当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（２）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（３）で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記（４）に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（４）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記（７）に準じて決定する。

⑦　増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（５）に準じて決定する。

⑧　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨　新株予約権の取得事由

前記（８）に準じて決定する。

（10）　新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（11）その他の細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項については、取締役会により決定する。

以上

別紙９　株式会社グローバルキャスト第７回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称
株式会社グローバルキャスト第７回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 新株予約権の個数
500 個

3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数（以下「**付与株式数**」という。）は、当社普通株式１株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割若しくは資本金の額の減少を行う場合又は当社取締役会が付与株式数の調整を必要と判断した場合には、当社は、付与株式数を調整することができる。

4. 新株予約権の割当日
2022 年 12 月 14 日

5. 新株予約権と引換えに払い込む金銭
本新株予約権１個当たりの発行価額は、金 7,061 円とする。

6. 新株予約権の行使時の払込金額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権１個当たりの価額は、次により決定される１株当たりの価額(以下「**行使価額**」という。)である金 163,000 円に付与株式数を乗じた金額とする。

ただし、割当日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合には、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり時価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、又は、当社取締役会が行使価額の調整を必要と判断した場合には、当社は、行使価額を調整することができる。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

行使価額（上記6.に従って行使価額が調整された場合には調整後行使価額）に、上記2.の本新株予約権の個数に相当する付与株式数（上記3.に従って付与株式数が調整された場合には調整後付与株式数）を乗じて得られる金額とする。

ただし、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、行使価額と同額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の資本組入額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会

社計算規則第17条第1項により算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「**行使期間**」という。）は、2022年12月14日から2032年12月13日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

10. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合には、この限りではない。

(2) 本新株予約権の割当を受けた者は、以下の事由が生じた場合には、以後、本新株予約権を一切行使することができない。ただし、本新株予約権の行使を認めるべき合理的な理由があるものとして、新株予約権者による本新株予約権の行使を認める旨の当社の取締役会の決議があった場合には、この限りでない。

① 新株予約権者の死亡により、相続人が相続した場合

② 新株予約権者が本要項の定め又は法令若しくは当社の社内規程に違反する行為を行った場合

③ 新株予約権者が破産手続、民事再生手続その他の法的倒産手続開始の申立てを受け又は自らこれを申し立てた場合

(3) その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する本新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

11. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社は、当社取締役会が定める日において、無償で、本新株予約権の保有者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。

(2) 本項に定める本新株予約権の取得事由は、対象者より本新株予約権を承継した者にもその性質に反しない限り適用されるものとする。

(3) その他の取得に関する事項は、当社と対象者との間で締結する本新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

12. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものと

する。

13. 代用払込みに関する事項

該当事項なし。

14. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下を総称して「**組織再編成行為**」という。）に際して、以下の各号に沿って会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「**再編成対象会社**」という。）の新株予約権を交付する旨を契約書又は計画書等において定めた場合には、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する本新株予約権（以下「**残存新株予約権**」という。）を保有する新株予約権者に対し、各組織再編成行為に係る契約書又は計画書等の定めるところにより、再編成対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記 6.に従って定める調整後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 8.「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の(2)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

上記 10.「新株予約権の行使の条件」および 11.「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。

(9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

15. 細　則

(1) 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

① 本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による新株予約権行使請求書に必要事項を記入し、署名又は記名押印の上、これを当社の指定する本新株予約権の行使請求の受付場所に提出するものとする。

② 上記①の新株予約権行使請求書の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使にかかる新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する新株予約権の行使請求の払込取扱場所の口座に 2022 年 12 月 14 日までに振り込むものとする。

(2) 新株予約権の行使効力発生時期等

① 本新株予約権を行使した新株予約権者は適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。

② 当社は、行使手続終了後、直ちに、本新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について株主名簿に記載又は記録するために必要な手続を行うものとする。

(3) 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め

本新株予約権の行使により交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(4) 株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の 5 銀行営業日後の日に株式を交付する。

(5) その他本新株予約権に関し、必要な一切の事項は当社代表取締役に一任する。

以　上

別紙 10　株式会社アプリックス第 G-5 回新株予約権の内容

16. 新株予約権の名称
株式会社アプリックス第 G-5 回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）

17. 新株予約権の個数
５００個

18. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数（以下「**付与株式数**」という。）は、当社普通株式１，７８６株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割若しくは資本金の額の減少を行う場合又は当社取締役会が付与株式数の調整を必要と判断した場合には、当社は、付与株式数を調整することができる。

19. 新株予約権の行使時の払込金額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権 1 個当たりの価額は、次により決定される 1 株当たりの価額(以下「**行使価額**」という。)である金９２円に付与株式数を乗じた金額とする。

ただし、割当日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合には、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、

調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり時価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、又は、当社取締役会が行使価額の調整を必要と判断した場合には、当社は、行使価額を調整することができる。

20. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

行使価額（上記5.に従って行使価額が調整された場合には調整後行使価額）に、上記2.の本新株予約権の個数に相当する付与株式数（上記3.に従って付与株式数が調整された場合には調整後付与株式数）を乗じて得られる金額とする。

ただし、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。

21. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、行使価額と同額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の資本組入額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項により算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

22. 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「**行使期間**」という。）は、２０２６年４月１日から２０３２年１２月１３日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

23. 新株予約権の行使の条件

(4) 本新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合には、この限りではない。

(5) 本新株予約権の割当を受けた者は、以下の事由が生じた場合には、以後、本新株予約権を一切行使することができない。ただし、本新株予約権の行使を認めるべき合理的な理由があるものとして、新株予約権者による本新株予約権の行使を認める旨の当社の取締役会の決議があった場合には、この限りでない。

④ 新株予約権者の死亡により、相続人が相続した場合

⑤ 新株予約権者が本要項の定め又は法令若しくは当社の社内規程に違反する行為を行った場合

⑥ 新株予約権者が破産手続、民事再生手続その他の法的倒産手続開始の申立てを受け又は自らこれを申し立てた場合

(6) その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する本新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

24. 新株予約権の取得に関する事項

(4) 当社は、当社取締役会が定める日において、無償で、本新株予約権の保有者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。

(5) 本項に定める本新株予約権の取得事由は、対象者より本新株予約権を承継した者にもその性質に反しない限り適用されるものとする。

(6) その他の取得に関する事項は、当社と対象者との間で締結する本新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

25. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

26. 代用払込みに関する事項

該当事項なし。

27. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下を総称して「**組織再編成行為**」という。）に際して、以下の各号に沿って会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「**再編成対象会社**」という。）の新株予約権を交付する旨を契約書又は計画書等において定めた場合には、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する本新株予約権（以下「**残存新株予約権**」という。）を保有する新株予約権者に対し、各組織再編成行為に係る契約書又は計画書等の定めるところにより、再編成対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記 4.に従って定める調整後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 6.「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の(2)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件
上記 8.「新株予約権の行使の条件」および 9.「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。

(9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

28. 細　則

(5) 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

③ 本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による新株予約権行使請求書に必要事項を記入し、署名又は記名押印の上、これを当社の指定する本新株予約権の行使請求の受付場所に提出するものとする。

④ 上記①の新株予約権行使請求書の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使にかかる新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する新株予約権の行使請求の払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

(6) 新株予約権の行使効力発生時期等

③ 本新株予約権を行使した新株予約権者は適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。

④ 当社は、行使手続終了後、直ちに、本新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について株主名簿に記載又は記録するために必要な手続を行うものとする。

(7) 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め

本新株予約権の行使により交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(8) 株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の 3 銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

(5) その他本新株予約権に関し、必要な一切の事項は当社代表取締役に一任する。

以　上

＜別紙２＞

会社法第 768 条第１項２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

当社は、本株式交換の対価の相当性に関する事項について、以下のとおりこれを相当と判断いたしました。

１．本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 （株式交換完全親会社）	グローバルキャスト （株式交換完全子会社）
株式交換比率（※１）	1	1,786
株式交換により交付する株式数	株式会社アプリックス普通株式：21,801,702株（予定）	

※１．株式交換比率

グローバルキャストの普通株式１株に対して、当社の普通株式 1,786 株を割当て交付します。

なお、割当て交付の対象となるグローバルキャスト株式については、効力発生日までにグローバルキャストにて消却予定の自己株式及びグローバルキャスト従業員持株会が保有する株式を除いた株式となります。また、本株式交換比率の算定においては、グローバルキャストが発行する新株予約権について考慮しておりません。なお、グローバルキャストが発行する新株予約権については、効力発生日までにグローバルキャストにてすべて取得・消却するとともに、本株式交換効力発生日において当社が同条件で新たに新株予約権を割当て交付する予定ですが、当該当社新規交付新株予約権は株式交換比率算定時において割当日が到来しておらず行使ができないこと等の理由により、本株式交換の交換比率算定過程においては考慮しておりません。

※２．本株式交換により交付する株式数

本株式交換により交付される当社株式は 21,801,702 株の予定であり、当社は、本株式交換に際し、新たに普通株式の発行を行う予定です。

※３．単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなるグローバルキャストの株主の皆様につきましては、当社の定款及び株式取扱規程の定めるところにより、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

※４．１株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条の規定により、その端数の合計数（その合計数の１に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします）に相当する当社の株式を売却し、その端数に応じてその代金を当該株主に交付します。

２．本株式交換に係る割当の内容の算定根拠等

（１）割当の内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換の株式交換比率の公平性を確保するため、当社及びグローバルキャストから独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、グローウィン・パートナーズ株式会社（以下「GWP 社」）を株式交換比率算定のための第三者算定機関に選定し、その算定結果の報告を受けました。その後、当社及びグローバルキャストはかかる算定結果を参考に、慎重に交渉・協議を行い、株式交換比率を決定いたしました。

（２）算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

株式交換比率の算定にあたり当社が依頼した GWP 社は、当社及びグローバルキャストから独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、GWP 社に対する報酬は、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬はなく、成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、独立性は十分に確保されていると判断しております。

② 算定の概要

GWP 社は、当社については、東京証券取引所グロース市場に上場していることから、市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映させるため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」）を採用し算定しました。

また、グローバルキャストについては、非上場会社であり市場株価が存在しないため、将来の事業活動を評価に反映させるため、DCF 法を採用し算定しました。

当社株式の１株当たりの株式価値を１とした場合の各算定方法は以下のとおりです。

採用方法		株式交換比率の算定結果
当社	グローバルキャスト	
市場株価法	DCF法	1,457 ～ 1,940
DCF法	DCF法	1,262 ～ 1,942

市場株価法では、2026 年１月 15 日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所グロース市場における算定基準日の終値及び算定基準日から遡る１ヶ月、３ヶ月、６ヶ月の各期間の株価終値の単純平均値を採用いたしました。

DCF 法では、当社については、2025 年 12 月期から 2029 年 12 月期までの事業計画を財務予測として採用し、当該財務予測の期間において当社が生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値の評価を行いました。なお、算定の前提とした財務予測について、当社の事業計画では営業利益について 27 年 12 月期から 28 年 12 月期にかけて 131.5%、28 年 12 月期から 29 年 12 月期においては 50.0%増加する前提としております。これは当社においては MVNO・MVNE サービスやモバイル WiFi ルーターなどストック性の商材・サービスを提供しており、そのようなストック商材・サービスから得られるストック収益の積み重ねが 27 年 12 月期以降で伸長してい

く前提としているためです。また事業計画の作成において本株式交換による事業シナジーは考慮しておりません。

また、グローバルキャストについては、多面的に事業展開を行い、いくつかの事業について成長フェーズであることから2026年1月期から2036年1月期までの事業計画を財務予測として採用し、当該財務予測の期間においてグローバルキャストが生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値の評価を行いました。なおグローバルキャストについても算定の前提とした財務予測について、グローバルキャストの事業計画では営業利益について28年1月期から29年1月期にかけて49.6%増加、また29年1月期から30年1月期においては30.4%程度増加する前提としております。これは現在グローバルキャストにおいて人件費等の固定費の増加抑制を目的とした体制の効率化やスリム化に取り組んでおり、28年1月期以降においてはこのような固定費の大幅な増加は発生せず利益が増加する前提としているためです。また事業計画の作成において本株式交換による事業シナジーは考慮しておりません。

それらの結果をもとに、当社株式を市場株価法、グローバルキャストをDCF法で評価した場合の株式交換比率のレンジを1,457 ～ 1,940、また当社株式及びグローバルキャスト株式をDCF法で評価した場合の株式交換比率のレンジを1,262 ～ 1,942と算定しております。なお、GWP社は、株式交換比率の算定に際して、当社及びグローバルキャストから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料及び情報等がすべて正確かつ完全なものであること、グローバルキャストの株式価値の算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないこと、かつグローバルキャストの将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。グローバルキャストの事業計画については、当社においてグローバルキャストの代表取締役や各事業部門責任者等から詳細な説明を受けるとともに、逐次不明点の確認等を行った結果、当社としては、グローバルキャストの業績数値について重大な懸念はなく、今後の見通しについても、変化の激しい通信業界において先行きが不透明な状況ではあるものの、これまでの実績や市場環境等を考慮した合理的な計画・見積もりのもと策定されていると判断しております。

＜別紙３＞

株式会社グローバルキャスト　計算書類等（最終事業年度）

別紙１第17期事業報告（2024年2月1日から2025年１月31日まで）

１．会社の現況

（１）事業の経過及び成果

当事業年度（2024年2月1日～2025年1月31日）における我が国の経済は、円安によるインバウンド需要の増加、雇用・所得環境の改善などにより、緩やかな回復が続きました。労働市場では賃上げを行う企業の増加やＤＸの推進を背景に、転職希望者の動きが活発になり、企業の採用意欲も高い水準を維持しています。一方で、米国のインフレや中国経済の減速、国際情勢の不安定化、欧米の高金利などの影響により、依然として先行きは不透明な状況です。

こうした環境の中、当社では、複合的な営業チャネルと日本全国を網羅する販売ネットワークを駆使し、クライアント企業のサービスを世の中に普及させるとともに、そのノウハウをもとに自社ソリューションにフィードバックして、クライアント企業への貢献と事業成長に取り組んでまいりました。

統合型マーケティング領域について、生産人口の低下によって特に営業職の採用難易度が高まっていることで、販売や営業などプロフィット創出を担う業務プロセスの外注化需要が高まっており、そのような需要に対応したサービス提供を強化してまいりました。また、特定のクライアント企業の経営方針の変化やその分野・業界での動向が当社の業績に影響を与えやすいビジネスモデルであることが課題と捉え、特定のクライアント企業への依存度を下げるため顧客数の向上や新たな産業分野での業務調達に取り組むなど、強靭且つ柔軟な事業基盤構築を推し進めて参りました。既存クライアントとの取り組みの幅を広げたことに加え、これまでとは異なる業界のクライアント企業が抱いている課題発見と改善実行をおこない、当社の事業基盤をより強固にしてまいりました。

ソリューション領域では従前より取り組んでいた再生エネルギー住宅設備の普及推進事業における、派生サービスへの展開に注力したほか、ＤＸ/ＳＸ関連サービスを推進していく中でマネタイズの機会を創出したこと等が寄与し、更なる事業成長に繋がりました。

この結果、当事業年度における経営成績は、売上高は7,276百万円（前年比0.2%減）、営業利益は56百万円（前年は△65百万円）、経常利益は71百万円（前年は△68百万円）、当期純利益は43百万円（前年は△196百万円）となりました。

なお、当社は、トランスフォーメーション事業の単一セグメントのため、事業のセグメント別業績につきましては、記載はしておりません。

（２）設備投資の状況

当事業年度中において実施した設備投資の総額は32百万円で、その主な内容は事業拡張に向けた福岡センターのインフラ敷設費用や社用車のリース費用等であります。なお、設備の導入資金は、自己資金及び一部借入により賄っております。

（３）重要な資金調達の状況

当事業年度中に、当社の所要資金として、金融機関より短期借入金として700百万円、長期借入金として100百万円の資金調達を行いました。

（４）直前３事業年度の財産及び損益の状況

	第14期 （2022年1月期）	第15期 （2023年1月期）	第16期 （2024年1月期）	第17期 （当事業年度） （2025年1月期）
売上高（百万円）	7,938	7,561	7,289	7,276
経常利益（百万円）	172	56	△68	71
当期純利益（百万円）	63	△110	△196	43
１株当たり当期純利益（円）	5,036.44	△8,733.56	△15,674.37	3,467.55
総資産（百万円）	2,326	2,070	2,111	2,386
純資産（百万円）	728	642	405	385

（５）対処すべき課題

今後、当社を取り巻く環境はより複雑化し、競争は苛烈化すると予想されます。このような環境の下、当社では強みであるパートナー（代理店等）販売網の更なる活性化と、より幅広いクライアントとの取引と業務調達が必要であると考えております。また創業当時からの事業に加え、自社ソリューションを通して新しい分野での収益拡大と、少子高齢化に伴う社会課題を解決することで収益を確保するためその他事業における高齢層を対象としたビジネスの拡大を目指しております。これらの実現のために、以下の事項を課題として認識し、対策に着手しております。

① ビジネスにおける課題

Ⅰ．クライアント産業分野の拡大

当社は、創業時より成功報酬型の契約取次業務をインフラ事業者から受託し、実行してまいりました。このような産業分野は機能要件が平易なため参入障壁が低く、またクライアントの方針や市況によっては業績が影響を受けることが課題と捉えています。これらの業務実行で培ったノウハウを活かし、官公庁・自治体や広告代理店、大手ＢＰＯ企業、大手自動車メーカーといった領域のクライアントからの業務調達に取り組み、特定の産業分野やクライアントに依存しない強固な事業基盤を構築してまいります。

Ⅱ．固定費型業務の積極調達

上記のとおり当社は創業当時より成功報酬型業務をインフラ事業者から受託しており、このようなビジネスモデルは収益の安定性や販売パートナー確保に係るコスト増加が課題でありました。今後は既存クライアントに対し固定費型の業務を提案・受託することで収益基盤を強固にし、また自社及び販売パートナーのリソースを有効活用してまいります。

Ⅲ．中小企業向けソリューションの伸長

日本企業の約99.7%が中小企業とされていますが、大手企業のようにＤＸ／ＳＸにかけられるコストやリソースが不足しているという課題があり、当社は、このソリューションに取り組んでいます。中小企業経営者に特化した経営相談プラットフォーム「プロサポＸ」構築や、大手ＢＰＯ企業・金融機関と提携したＤＸ／ＳＸソリューションサービスの展開をおこない、社会課題の解決とともにマイユーザー（ＢＰＯクライアントではなく、自社サービスを直接的にご利用いただくお客様）創出とリカーリング収益（継続的にサービスを提供し、提供した量に応じて報酬を受け取るビジネスモデル）の確保を実現してまいります。

Ⅳ．パートナーの確保と育成及び管理

更なる企業成長やクライアント企業の成長・業績向上を支援し、また当社の業績も向上させていくためには、業務品質の高い販売パートナーの確保と育成及び管理体制が必要であります。全国に広がる販売パートナー網をより強化するため、自社社員１名あたりの販売パートナーから創出する価値を増加させるとともに、システム構築や専門組織の組成による教育・支援充実化をおこなうことで、営業組織拡張と収益効率改善の両方を実現させてまいります。

Ⅴ．少子高齢化による事業機会の有効化

当社はその他事業領域において、行政・社会基盤のデジタル化における高齢層のデジタルディバイド（情報格差）の課題へ対処するデジタル教育事業を行っておりますが、今後も増加する高齢者層のクオリティオブライフを充実化させ、特に医療・介護領域が抱える社会課題の解決を行うことを目的としたソリューション領域への参入を検討しており、収益化の蓋然性が認められれば積極参入することでさらなる収益増加を実現させてまいります。

② 人材における課題

Ⅰ．従業員の確保と育成の強化

継続的な事業拡大及び収益確保のために、高い提案能力と実績・経験・メンタリティーを持ち合わせた人材確保及び育成が必要であります。年間を通じての主要会議における議論精度や分析力向上及び課題創出と改善活性化に向けた研修を実施しており、この成果をモニタリングして更なる人材育成に活用致します。また新たにＳＮＳによる企業紹介や、「女性活躍推進企業」認定取得などに取り組んでおり、優秀な人材がより多く集まるよう多様な手法を活用して当社の認知度向上と魅力のアピールに取り組んでおります。

③　管理体制における課題

Ⅰ．内部管理体制の強化

当社は、今後もより一層の事業拡大を見込んでおり、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。これに向け、管理部門内にコンプライアンスおよびガバナンスの維持・向上に特化した部署を設置し、専属の執行役員を登用しております。

Ⅱ．情報管理体制の強化

当社は、クライアントから受託する契約取次業務にかかる顧客情報・個人情報、および自社サービスにかかる顧客情報・個人情報を取り扱っております。これらの情報につきましては、ＪＩＳ／ＩＳＯに準拠した社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、システム環境の整備などを行うことで高い水準で管理しておりますが、ＡＩなどの普及により法令やクライアントから求められる要件が今後更に高度化していくことを想定し、管理体制の強化に取り組んでまいります。

（６）重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社グローバルワン	20百万円	51%	ミネラルウォーター等の飲料水の営業支援

（７）重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

（８）他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

（９）主要な事業内容（2025年１月31日現在）

当社は、全国を網羅する販売ネットワークと業務実行力を活かし、商品やサービスを提供する企業に対する営業における支援業務をおこなっております。それにより、新たな商用化された技術やソリューションが世の中に迅速に普及することで、社会の変革に寄与しております。更にこのノウハウを活かし自らも世の中の変革を促す各種ソリューションを企画・開発・提供しております。加えて、変革した世の中への対応や、将来の変革の担い手育成のためＩＣＴ/プログラミング教育サービスも提供しております。当社はこれらすべての事業が社会の変革を後押しすることから「トランスフォーメーション事業」と総称し展開しております。当社は「トランスフォーメーション事業」の単一セグメントであり、大別すると以下の区分となります。

①　2025年１月31日現在

事業区分		主な提供サービス
トランスフォーメーション事業	統合型マーケティング	主にクライアントの商品やサービスを世の中に普及させるための営業･販売における代行業務をおこなっております。フィールドセールスやテレマーケティング、ウェブマーケティングなどの複合的な販売チャネルと全国を網羅する販売パートナー網を活用しクライアントのプロフィット創出を支援するコアＢＰＯです。更にコールセンターやバックオフィスなど主にＣＸを支援しコスト削減に寄与するノンコアＢＰＯにも対応し、ソフトウェア開発などのＩＴ系ＢＰＯ対応もカバーし、一気通貫でのクライアントの業務要件に対応することが可能です。 主に電気通信業界やエネルギー業界における通信回線やモバイル等の販売業務、テックベンチャーから

		のソリューション普及業務、エンタープライズ・官公庁自治体のコールセンターの受託業務等があげられます。
	ソリューション	様々な業界に存在する課題を解決するための自社ソリューションを企画・開発・提供しております。 主にエネルギー業界における住宅用太陽光発電システム・蓄電池の販売・メンテンナンスや、ＤＸ／ＳＸ領域における中小企業向けソリューション、店舗などの小規模企業者向けローカルビジネスサポート等を展開しております。
	その他	ＩＣＴ/プログラミング教室「バレッド」を始めとした、教育事業を展開しております。対象は主に小学生から高校生を対象としたジュニアカテゴリと、高齢層を対象としたシニアカテゴリに分類されます。

（10）主要な営業所（2025年１月31日現在）

本社　　（愛知県名古屋市）

国内事業所（営業拠点）　東京オフィス（東京都千代田区）、大阪オフィス（大阪府大阪市）
名古屋営業所（愛知県名古屋市）、静岡営業所（静岡県静岡市）
京都営業所（京都府京都市）、和歌山営業所（和歌山県和歌山市）
広島営業所（広島県広島市）、福岡営業所（福岡県福岡市）
沖縄営業所（沖縄県浦添市）

（11）従業員の状況（2025年１月31日現在）

当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
152人	12名減	36.2歳	5.5年

（注）使用人数は就業人数ではありますが、パートタイマー等の臨時雇用者は含んでおりません。

（12）主要な借入先の状況（2025年１月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	666百万円
株式会社あいち銀行	170百万円
株式会社商工組合中央金庫	103百万円
株式会社名古屋銀行	98百万円
株式会社三十三銀行	32百万円
株式会社りそな銀行	25百万円
株式会社伊予銀行	25百万円

（13）その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2024年10月16日付で、弊社の主要取引先である株式会社エネコムとの間で資本提携を行い、2024年10月31日付で同社が当社の普通株式300株（発行済み株式総数の2.4％）を創業者より取得しております。

２．株式に関する事項（2025年１月31日現在）

（１）発行可能株式総数　　50,000株

（２）発行済株式の総数　　12,627株（自己株式150株を含む）

（３）株主数　　17名

（４）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
川口　英幸	5,962	47.8%
株式会社ＮＥＯ　ＩＮＮＯＶＡＴＩＯＮ	4,380	35.1%
株式会社リンクアンドモチベーション	800	6.4%
株式会社エネコム	300	2.4%
グローバルキャスト従業員持株会	270	2.2%
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	200	1.6%
あいぎん未来創造ファンド３号投資事業有限責任組合	150	1.2%
株式会社リンクソシュール	147	1.2%
株式会社エイチワイエス	84	0.7%
株式会社エムエムシー	84	0.7%

（注）１．当社は、自己株式150株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
　　２．上記の持株比率は、自己株式（150株）を控除して計算しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

（１）当事業年度末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

【2018年１月26日開催の取締役会決議による新株予約権】

①　新株予約権の払込金額　　払込を要しない
②　新株予約権の行使対価　　１個につき50,000円
③　新株予約権の行使条件　　（注）１
④　新株予約権の行使期間　　2020年２月１日～2027年12月31日
⑤　当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	131個	普通株式　131株	４名

※最近事業年度の末日（2025年１月31日）における内容を記載しております。

【2020年2月7日開催の取締役会決議による新株予約権】

①　新株予約権の払込金額　　払込を要しない
②　新株予約権の行使対価　　１個につき120,900円
③　新株予約権の行使条件　　（注）１
④　新株予約権の行使期間　　2022年３月１日～2027年12月31日
⑤　当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	105個	普通株式　105株	３名
監査役	９個	普通株式　９株	１名

※最近事業年度の末日（2025年１月31日）における内容を記載しております。

【2022年4月29日開催の取締役会決議による新株予約権】

① 新株予約権の払込金額　　払込を要しない
② 新株予約権の行使対価　　１個につき120,900円
③ 新株予約権の行使条件　　（注）１
④ 新株予約権の行使期間　　2024年５月１日～2027年12月31日
⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	50個	普通株式　50株	１名
社外取締役	50個	普通株式　50株	１名
監査役	15個	普通株式　15株	１名

※最近事業年度の末日（2025年１月31日）における内容を記載しております。

【2022年12月13日開催の取締役会決議による新株予約権】

① 新株予約権の払込金額　　払込を要しない
② 新株予約権の行使対価　　１個につき163,000円
③ 新株予約権の行使条件　　（注）１
④ 新株予約権の行使期間　　2024年12月14日～2032年12月12日
⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	204個	普通株式　204株	５名
監査役	５個	普通株式　　５株	１名

※最近事業年度の末日（2025年１月31日）における内容を記載しております。

【2022年12月13日開催の取締役会決議による新株予約権】

① 新株予約権の払込金額　　１個につき7,061円
② 新株予約権の行使対価　　１個につき163,000円
③ 新株予約権の行使条件　　（注）１
④ 新株予約権の行使期間　　2022年12月14日～2032年12月13日
⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	500個	普通株式　500株	１名

※最近事業年度の末日（2025年１月31日）における内容を記載しております。

（注）１．新株予約権行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合には、この限りではない。

② 本新株予約権の割当を受けた者は、以下の事由が生じた場合には、以後、本新株予約権を一切行使することができない。ただし、本新株予約権の行使を認めるべき合理的な理由があるものとして、新株予約権者による本新株予約権の行使を認める旨の当社の取締役会の決議があった場合には、この限りでない。

a. 新株予約権者の死亡により、相続人が相続した場合
b. 新株予約権者が本要項の定め又は法令若しくは当社の社内規程に違反する行為を行った場合

c．新株予約権者が破産手続、民事再生手続その他の法的倒産手続開始の申立てを受け又は自らこれを申し立てた場合

（２）当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

４．会社役員の状況
（１）取締役及び監査役の状況（2025年１月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	川口　英幸	株式会社グローバルワン　取締役 株式会社ＮＥＯ　ＩＮＮＯＶＡＴＩＯＮ 代表取締役
専務取締役	森本　達也	－
取締役	西　泰範	営業担当取締役 株式会社グローバルワン　取締役
取締役	蒔田　欣央	内部監査担当取締役 株式会社グローバルワン　監査役
取締役	上原　純平	営業担当取締役 株式会社グローバルワン　取締役
非常勤取締役	大池　慶近	－
取締役	望月　明人	株式会社エーエスピー　取締役会長 株式会社ナビック　社外取締役 クロスメディテック株式会社　社外取締役
取締役	近藤　孝教	株式会社チェッカーサポート 取締役副社長
取締役	林　直人	管理担当取締役
常勤監査役	水野　純一	－
監査役	大倉　淳	名南Ｍ＆Ａ株式会社　社外監査役 株式会社コプロ・ホールディングス 社外監査役 公認会計士大倉会計事務所　代表
監査役	花村　総一郎	－

（注）１．取締役望月明人氏及び近藤孝教氏は、社外取締役であります。
２．監査役大倉淳氏及び花村総一郎氏は、社外監査役であります。
３．監査役大倉淳氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査役花村総一郎氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．取締役蒔田欣央氏は、2025年1月31日をもって辞任いたしました。

（２）責任限定契約の内容の概要
当社は、非業務執行取締役及び社外監査役との間で、会社法427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

（３）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社における取締役及び監査役並びに執行役員又は管理職である従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等には填補の対象としないこととしております。

（４）取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する明確な方針は定めておりませんが、役員規程に基づき、当社の取締役の基本報酬は、固定報酬とし、世間水準、会社業績、社員給与とのバランス等を考慮して、取締役会の決議により取締役の個人別の報酬等を決定しております。また、業績連動報酬等や非金銭報酬等はないため固定報酬が個人別の報酬の全部を占めます。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の種類別の総額				対象となる役員の員数
	報酬等の総額	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	168百万円 （９百万円）	168百万円 （９百万円）	－ (－)	－ (－)	10名 （２名）
監査役 （うち社外監査役）	13百万円 （５百万円）	13百万円 （５百万円）	－ (－)	－ (－)	３名 （２名）
合　計	181百万円	181百万円	－	－	13名

（注）１．取締役の金銭報酬額は、2024年４月26日開催の臨時取締役会において、2016年４月30日開催の定時株主総会で承認可決された総額範囲である、年額300百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は５名（うち社外取締役０名）です。

２．監査役の金銭報酬額は、2024年４月26日開催の臨時監査役会において、2016年7月23日開催の臨時株主総会で承認可決された総額範囲である、年額30百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時時点の監査役総数は1名（うち社外監査役０名）です。

３．取締役の報酬決定についてのプロセスの客観性と透明性を確保するため、個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、社外取締役及び代表取締役で構成される指名報酬委員会にその決定を委任することとし、その委任する権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び業績連動報酬の額を決定する権限としております。当該権限が指名報酬委員会によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会は、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成するものとしております。なお指名報酬委員会の各構成員については次の通りです。

・構成員の氏名、地位及び役職

委員長　望月明人（社外取締役）、委員　近藤孝教（社外取締役）、委員　川口　英幸（代表取締役）

４．使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。

（５）社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役望月明人は、株式会社エーエスピーの取締役会長及び株式会社ナビック、クロスメディテック株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はございません。

・取締役近藤孝教は、株式会社チェッカーサポートの取締役副社長を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はございません。

・監査役大倉淳は、名南M＆A株式会社の社外監査役及び株式会社コプロ・ホールディングスの社外監査役並びに公認会計士大倉会計事務所の代表を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役望月明人は、当事業年度開催の取締役会のうち在任期間に開催された19回のすべてに出席し、事業会社の取締役としての豊富な経験と見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要な発言を適宜行っております。

・取締役近藤孝教は、当事業年度開催の取締役会のうち在任期間に開催された19回のすべてに出席し、事業会社の取締役としての豊富な経験と見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要な発言を適宜行っております。
・監査役大倉淳は、当事業年度開催の取締役会のうち在任期間に開催された19回のうち18回に、また監査役会のうち在任期間に開催された13回のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
・監査役花村総一郎は、当事業年度開催の取締役会のうち在任期間に開催された19回のすべてに、また監査役会のうち在任期間に開催された13回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

５．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社における業務の適正を確保するための体制に関する基本方針の概要は、次のとおりであります。

（１）取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①　役職員の業務執行が、法令および定款に適合することを確保するため、「企業行動憲章」を策定し、これに基づき、全役職員は、法令、社会規範および社内規程を遵守し、倫理的な活動を行う。

②　法令等違反行為に対する役職員の懲戒等の厳正化・談合行為防止のための業務体制整備等、リスク・コンプライアンス委員会の提言に基づく諸施策や各部門のコンプライアンス教育および自部門監査（自己監査）の実施等により、役職員等一人ひとりの自覚・自律性を高め、コンプライアンスの徹底を図る。

③　内部監査部門として、社長直属の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施し、内部管理体制の適正性・有効性を検証する。また、内部監査室は、必要に応じて、監査役、監査法人と連携し、効果的な内部監査を実施する。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

①　取締役会の職務の執行に係る情報を記録する取締役会議事録、稟議書等の文書および電磁的記録は、「文書管理規程」に基づき、適切に管理する。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　損失の危険の管理に関する規程として、「リスク・コンプライアンス規程」を策定し、リスク管理に関する必要な事項を定め、リスクの防止および損失の最小化を図り、危機発生時には、企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

②　代表取締役社長のもとに「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、担当部署から報告された多様なリスクの発生を可能な限り未然に防止し、発生した場合の損失の最小化を検討する。

③　監査役および内部監査室は、リスクマネジメント体制の実効性について監査する。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　取締役会は、経営の最高意思決定機関として、法令および定款に定める事項ならびにその他重要な事項を決議するため、毎月１回定例取締役会を開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとする。また、取締役の業務を監督する。

②　取締役の職務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から稟議するために、代表取締役社長を委員長とする予算委員会およびリスク・コンプライアンス委員会を設置する。

③　日常の職務の執行において、「稟議規程」、「職務権限規程」を整備・運用することにより、決裁権限を明確にし、権限委譲を図る。

（５）当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　子会社管理・報告体制

ア．　子会社統括部署を設置する。また、子会社ごとに主管部署を定め、主管部署は「関係会社管理規程」等、連結会社経営に関する社内規程に従い、子会社の経営および経営指導にあたるとともに、各子会社には原則として取締役および監査役を派遣して業務の適正を確保する。

イ．　当社が子会社を通じて間接的に保有する子会社に関しては、原則として、当社が直接保有する子会社として経営管理および経営指導にあたらせることにより、本基本方針に基づく業務の適正が確保されるように努める。

ウ．　子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模、上場／非上場の別等を考慮のうえ、原則として、子会社ごとに、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の事業内容・規模、上場／非上場の別等を考慮のうえ、リスクカテゴリーごとにグループ内での管理対象会社を選定し、グループ全体のリスクを管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

連結ベースにて経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。

④ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア． 監査役が各子会社における職務執行の監督・監査を行うことにより、子会社における取締役等および使用人の職務執行が法令および定款に適合するよう努める。

イ． 「リスク・コンプライアンス委員会」において、コンプライアンス体制の整備につき指針を示し、当該事項の実施状況につき定期的なモニター・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社における教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。

ウ． 子会社の業務活動全般も内部監査室による内部監査の対象とする。

（6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。

② 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとする。

（7） 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制および当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査役・監査役会が、職務に必要な情報を収集し、必要に応じて、取締役会等に問題提起ができるよう、監査役は、取締役会のほか、経営会議、その他重要会議に出席することができる。

② 取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役会に報告する。

③ 内部監査部門等の使用人は、監査役からの定期・不定期の報告聴取に応じる他、会社に著しい損害を与えるおそれがある事実を発見し、かつ緊急の場合は、直接監査役に当該事実を報告することができる。

④ 各事業部門における職制ラインの他、内部通報制度を整備し、コンプライアンス違反などによる企業信用の失墜など、企業価値を大きく毀損するような重大な事態の発生を未然に防ぐ仕組みを構築し、報告のあった事項については、監査役に報告する。

（8） 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他監査費用等の処理に係る方針に関する事項

① 監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、当社は、速やかに当該費用または債務を処理する。

（9）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役・監査役会は、代表取締役社長および内部監査室と定期的な意見交換を行う

② 監査役・監査役会は、監査法人と緊密な連携を図り、効率的な監査を実施する

③ 監査役・監査役会は、職務の執行にあたり必要な場合には、弁護士または公認会計士等の外部専門家との連携を図る

別紙２第17期計算書類等（2024年2月1日から2025年１月31日まで）

① 貸借対照表（2024年２月１日～2025年１月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	1,879,333	流動負債	1,525,430
現金及び預金	473,111	買掛金	406,248
売掛金	1,087,431	短期借入金	600,000
商品	9,408	1年内償還予定の社債	10,000
貯蔵品	881	1年内返済予定の長期借入金	178,498
前渡金	231,268	前受金	58,020
前払費用	30,946	契約負債	16,892
その他	57,395	賞与引当金	22,067
貸倒引当金	△11,111	未払金	54,783
固定資産	506,149	未払法人税等	29,519
有形固定資産	153,262	未払消費税等	49,119
建物	122,202	未払費用	83,121
工具、器具及び備品	6,914	リース債務	7,682
リース資産	24,144	その他	9,476
無形固定資産	22,727	固定負債	475,811
のれん	12,727	社債	25,000
商標権	135	長期借入金	343,145
ソフトウェア	3,279	繰延税金負債	21,958
ソフトウェア仮勘定	4,381	リース債務	21,301
リース資産	2,204	資産除去債務	63,407
投資その他の資産	330,160	その他	1,000
投資有価証券	220,166		
関係会社株式	10,200		
出資金	0		
長期貸付金	762		
リース投資資産	1,006		
その他	186,293		
貸倒引当金	△88,268		
繰延資産	763		
社債発行費	763		
		負債合計	2,001,241
		（純資産の部）	
		株主資本	317,650
		資本金	190,231

		資本剰余金	125,231
		資本準備金	125,231
		利益剰余金	26,638
		その他利益剰余金	26,638
		繰越利益剰余金	26,638
		自己株式	△24,450
		評価・換算差額等	63,824
		その他有価証券評価差額金	63,824
		新株予約権	3,530
		純資産合計	385,005
資産合計	2,386,247	負債・純資産合計	2,386,247

② 損益計算書（2024年２月１日～2025年１月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		7,276,327
売上原価		5,268,969
売上総利益		2,007,357
販売費及び一般管理費		1,946,909
営業利益		60,447
営業外収益		
受取利息	396	
その他	41,894	42,291
営業外費用		
支払利息	9,495	
その他	17,791	27,287
経常利益		75,452
特別利益		
償却債権取立益	65	65
特別損失		
投資有価証券評価損	18,243	18,243
税引前当期純利益		57,273
法人税、住民税及び事業税	20,762	
法人税等調整額	△6,753	14,009
当期純利益		43,264

③ 株主資本等変動計算書（2024年２月１日～2025年１月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	190,231	125,231	125,231	△16,626	△16,626	△24,450	274,385
事業年度中の変動額	－	－	－	－	－	－	－
当期純利益	－	－	－	43,264	43,264	－	43,264
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	43,264	43,264	－	43,264
当期末残高	190,231	125,231	125,231	26,638	26,638	△24,450	317,650

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	127,239	127,239	3,530	405,155
事業年度中の変動額	－	－	－	－
当期純利益	－	－	－	43,264
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△63,415	△63,415	－	△63,415
事業年度中の変動額合計	△63,415	△63,415	－	△20,150
当期末残高	63,824	63,824	3,530	385,005

④ 個別注記表

Ⅰ．　重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

（１）　有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。
（２） 棚卸資産の評価基準及び評価方法
主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法
（１）有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物付属設備を除く。）並びに2016年４月１日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法）を採用しております。
主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10～15年
建物付属設備	８～15年
工具、器具及び備品	４～15年

（２）無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。
（３）リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準
（１）貸倒引当金
売上債権、貸付金等の債権貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
（２）賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

４．収益及び費用の計上基準
当社は、以下の５ステップアプローチに基づき収益を認識しております。
ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

トランスフォーメーション事業
①統合型マーケティング領域
統合型マーケティングの履行義務は、主に顧客に対するセールス活動の役務提供が完了し、且つ顧客からエンドユーザーに対する商品の提供が完了することにより充足されるため、当該一時点において収益を認識しております。
なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として３か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、契約条件に従って、履行義務の充足前に前受けの形式により対価を受領する場合には、前受金を計上しております。
②ソリューション領域
当社の販売網において、顧客に対しソリューション提供をおこない、顧客に対し成果物の引渡又は検収が完了した時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として３か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、契約条件に従って、履行義務の充足前に前受けの形式により対価を受領する場合には、前受金を計上しております。

③その他領域

その他領域（主にICT/プログラミング教育サービス）においては、フランチャイズ権の付与により収入（加盟金及びロイヤルティ収入）が生じております。加盟金は、顧客によるフランチャイズ教室の開校手続が完了することにより履行義務が充足され、その時点で収益を認識しております。ロイヤルティ収入は、ライセンス先の事業者の売上高に基づいて生じるものであり、ライセンス先の事業者において当該商品が販売された時点で収益を認識しております。また、ICT/プログラミング教育サービスに付随して、顧客に対する物品販売をおこなっており、顧客に対し物品の引渡又は検収が完了した時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として３か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、契約条件に従って、履行義務の充足前に前受けの形式により対価を受領する場合には、前受金を計上しております。

５．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

社債発行費

社債償還期間（５年間）にわたり均等償却をしております。

Ⅱ．　会計上の見積りに関する注記

１．固定資産の減損

（１）当事業年度の計算書類に計上した金額

該当はありません。

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出し、継続的な事業収支の把握がなされる最小の単位に基づき資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産については個別にグルーピングを行っております。

減損の兆候がある資産グループについては、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合には減損損失を認識しております。

当事業年度において、事業計画上の投資回収可能性が低いとみなしたソフトウェア等の資産、及び利用及び開発を中止したソフトウェア等のシステム関連の遊休資産、並びに実績を勘案して投資回収可能性が低いとみなした事業のシステム関連の資産、並びに子会社吸収合併に伴い当初の前提と異なる評価となったのれん等について回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化など、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、当社の財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

２．投資有価証券の評価

（１）当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券	220,166千円
投資有価証券評価損	18,243千円

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来的に協業の可能性がある企業への投資を行っております。当該投資は、貸借対照表の「投資有価証券」に計上しております。なお、非上場株式等については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」における市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。超過収益力を加味して取得した非上場株式については、減損処理を行うにあたり、投資先の過去の財務情報の実績や入手した投資先の事業計画等を基に実質価額を算出し、当該実質価額と取得原価の差額を投資有価証券評価損として計上しております。

Ⅲ．　貸借対照表に関する注記

１．　資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	125,517千円

２．　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	16,529千円
短期金銭債務	2,665千円

Ⅳ．　損益計算書に関する注記

１．関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	132,854千円
その他営業取引による取引高	50,576千円
営業取引以外の取引による取引高	8,613千円

Ⅴ．　株主資本等変動計算書に関する注記

１．当事業年度の末日における発行済株式数

普通株式	12,627株

２．当事業年度の末日における自己株式数

普通株式	150株

３．当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）に関する事項

第３回新株予約権（2018年１月26日決議）	普通株式　136株
第４回新株予約権（2020年２月７日決議）	普通株式　170株
第５回新株予約権（2022年４月29日決議）	普通株式　255株
第６回新株予約権（2022年12月13日決議）	普通株式　359株
第７回新株予約権（2022年12月13日決議）	普通株式　500株

Ⅵ．　税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税等	3,961千円
貸倒引当金	30,410
賞与引当金	6,752
未払社会保険料	1,045
資産除去債務	20,107
減損損失	3,990
ソフトウェア	1,791
繰越欠損金	37,787
その他（資産）	1,200
繰延税金資産小計	107,046
評価性引当額	△86,945
繰延税金資産合計	20,101

繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	13,917
その他有価証券評価差額金	28,141
繰延税金負債合計	42,059
繰延税金負債の純額	△21,958

Ⅶ.　リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、複合機及び車両運搬具の一部については所有権移転外ファイナンスリース取引により使用しております。

Ⅷ.　金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております（主に銀行借入）。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権について、当社は債権管理規程に従い、営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金は、ほとんど１年以内の支払期日であります。

当社は短期借入金及び長期借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、債権管理規程に従い管理部が主要な借入先からの条件等を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに条件及び残高を管理・検討しております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は社内規定に従い、営業債権について営業管理部が主要な取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、定期的に信用状況を調査把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価及び発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の実行・管理については、社内規定に従い、当社グループ各社を含め、当社の業務管理部の管理の下に行っており、当該規程に記載のない目的でデリバティブ取引を行っておりません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき業務管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を適正値に維持することにより、流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

当事業年度の末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（１）投資有価証券（＊１）	217,025	217,025	－

資産計	217,025	217,025	－
（１）長期借入金（*２）	521,643	521,643	－
（２）社債（*３）	35,000	35,000	－
負債計	556,643	556,643	－

（*１）市場価格のない株式等は、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	2025年１月31日
非上場株式	3,141
関係会社株式	10,200

非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*２）長期借入金は１年内返済予定の長期借入金を含めて計上しております。
（*３）社債は１年以内償還社債の社債を含めて計上しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
資　産
（１）投資有価証券
この時価について、株式は取引所の価格によっております。

負　債
（１）長期借入金　（２）社債
この時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。主に、変動金利であるため、貸借対照表計上額と時価に差異は生じておりません。

３．社債、長期借入金の決算日後５年間の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
社債	10,000	10,000	10,000	5,000	－	－
長期借入金	172,208	126,104	107,712	45,369	7,140	63,110

４．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察可能でない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	217,025	－	－	217,025
資産計	217,025	－	－	217,025

（２）時価で貸借対照表に計上しない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	521,643	－	521,643
社債	－	35,000	－	35,000
負債計	－	556,643	－	556,643

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

長期借入金　社債

これらは変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、レベル２の時価に分類しております。

Ⅸ.　関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

Ⅹ.　１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　30,574円26銭

１株当たり当期純利益　3,467円55銭

Ⅺ.　収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記　４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

Ⅻ.　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

別紙３第17期監査報告書（2024年2月1日から2025年１月31日まで）

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年２月１日から2025年１月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき点は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025年４月15日

株式会社グローバルキャスト　監査役会

常勤監査役　　水野　純一　㊞

社外監査役　　大　倉　淳　㊞

社外監査役　　花村　総一郎　㊞